

大阪府宮久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業

様式集

令和5年9月

(令和5年10月修正)

(令和5年11月修正)

(令和5年12月修正)

大阪府

総合評価一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

大阪府 様

グループ名
 <代表企業>
 住 所
 商号又は名称
 代表者

(押印不要)

<担当者連絡先>
 部署名
 担当者名
 電話番号
 F A X
 メールアドレス

大阪府発注の下記事業における総合評価一般競争入札に参加したいので、別添資料*を添えて入札参加を申請します。

なお、提出する申込書及び添付資料のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。事実と相違することが判明した場合は、入札を無効とされても、又は落札決定を取り消されても異議ありません。

※【提出書類作成要領】第1 2. 入札参加申請に関する様式（資格審査資料）に記載された資料。

記

1. 事業名 「大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業」
2. 誓約事項
『入札公告』及び『大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業入札説明書』に規定されている入札参加資格をすべて満たしていることを誓約します。
3. その他添付資料
① 入札公告に示された経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（入札参加申請時に提出できない場合は、入札時まで提出してください。）

大阪府使用欄

※ F A Xとメールアドレスは通知に必要なので、必ず記入してください。

===== (切り取らないで下さい) =====

提案受付番号	
--------	--

入札参加資格確認書

グループ名：
 代表企業名：

代 表 者： _____ 様

八尾土木事務所長 岡野 一郎

先に申請のあった「大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業」に係る総合評価一般競争入札の入札参加資格が（有る・無い）ことを確認しましたので通知します。

グループ構成員一覧表

応募者

グループ名 _____

代表 企業	商号又は名称 所在地 代表者名
	担当者 氏名 所属 電話 FAX E-mail
	①本事業における役割 ^{※1} ： ②担当する内容 ^{※2} ：
構成 企業	商号又は名称 所在地 代表者名
	担当者 氏名 所属 電話 FAX E-mail
	①本事業における役割 ^{※1} ： ②担当する内容 ^{※2} ：
協力 企業	商号又は名称 所在地 代表者名
	担当者 氏名 所属 電話 FAX E-mail
	①本事業における役割 ^{※1} ： ②担当する内容 ^{※2} ：

※1 本事業における役割を記載してください。

<設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業、運営管理企業、魅力向上事業実施企業、その他>

※2 本事業における役割について、その内容を簡潔に記載してください。なお、一つの業務を複数の企業で分担する場合は、分担する業務の内容についても記載してください。

※3 欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成してください。

グループの各構成員の主な業務分担表

応募者

グループ名 _____

構成員名		主な業務分担内容
代表企業 商号又は名称		
構成企業① 商号又は名称		
構成企業② 商号又は名称		
構成企業③ 商号又は名称		
協力企業① 商号又は名称		
協力企業② 商号又は名称		

※ 欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成してください。

委任状(代表企業)

令和 年 月 日

大阪府 様

グループ名
<委任者>
住 所
商号又は名称
代表者

㊞

住 所
商号又は名称
代表者

㊞

住 所
商号又は名称
代表者

㊞

私は、下記の者を代表企業と定め、当グループが存続する間、次の権限を委任します。

<受任者>
住 所
商号又は名称
代表者

㊞

委任事項

1. 大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業の応募関係書類の作成及び提出等に関する全ての業務
2. 大阪府と大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業に係る基本協定の締結に関する業務

委任状(代理人)

令和 年 月 日

大阪府 様

<委任者>
住 所
商号又は名称
代表者

印

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

<受任者>
住 所
商号又は名称
代表者

印

委任事項

1. 大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業の応募関係書類の作成及び提出等に関する全ての業務
2. 大阪府と大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業に係る基本協定の締結に関する業務

使用印鑑届

令和 年 月 日

大阪府 様

グループ名
<代表企業>
住 所
商号又は名称
代表者

(押印不要)

実印 押印欄

使用印 押印欄

上記の印鑑は、大阪府宮久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業に係る入札参加申込、指定管理者指定申請、基本協定の締結並びに受領等のために使用したいので、届出ます。

事業名：大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業
誓約書

公共工事等に係る契約の履行に当たって、大阪府暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（以下「規則」という。）を守り、下記事項について誓約します。

記

- 1 規則第3条第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 条例第11条第2項の規定により、大阪府から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
- 3 本誓約書その他の大阪府に提出した書面等を、大阪府が大阪府警察本部に提供することに同意します。
- 4 規則第8条及び第10条に規定する事項について、遵守します。

大阪府 様

令和 年 月 日 所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

(1) 次の者は、規則第3条第1項各号に該当します。

- ①暴力団員
- ②自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- ③暴力団の威力を利用する目的などで、暴力団又は暴力団員に対し、金品等の利益又は役務の供与をした者
- ④暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動・運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- ⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑥役員等（事実上、経営に参加している者を含む。）が①から⑤までのいずれかに該当する事業者
- ⑦①から⑥のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、大阪府が発注する公共工事等の下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

(2) 元請負人は、次の事項を遵守しなければいけません。（規則第8条及び第10条関係）

- ①下請契約又は再委託契約を締結する前に下請負人に誓約書を提出させなければいけません。誓約書を提出しない者を下請負人としてはいけません。
- ②下請契約の前に、下請負人の名称等を、府に通知してください。
- ③下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結する前に、相手方が入札参加除外者又は誓約書違反者に該当しないことを確認してください。
- ④下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結した者が、その契約を締結した日から契約期間が満了する日までの間に上記(1)に該当することとなったとき等は、その下請契約等の解除を求めなければいけません。（あらかじめ、契約書に暴力団排除条項を盛り込んでおく等の対応が考えられます。）
- ⑤公共工事等に係る契約の履行に当たって、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに府に報告してください。
※下請負人には第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含みます。

- 今後とも、暴力団と一切関係を持ちません。 はい ・ いいえ
- 暴力団排除に取り組みます。府の暴力団排除の施策に協力します。 はい ・ いいえ
- 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、入札参加除外者の指定を受け公表され、また、この契約を解除され、違約金を徴収されても異議ありません。 はい ・ いいえ

（次頁を確認のうえ両面印刷又は添付にて提出してください。）

暴力団追放

基本的な心構え（暴力団追放3ない運動 + 1）

暴力団を追放するためには、次の4点を基本的な心構えとしてください。

1 暴力団を恐れない

「暴力団員は凶暴で何をするか分からない」という恐怖感があります。

しかし、彼らは暴力をふるうために企業を訪ねて来るのではなく、金を得ることがその目的です。

その目的達成のため、暴力団は怖いというイメージをフルに利用し、しかも暴行・脅迫等にならないよう、つまり警察に捕まらないよう細心の注意を払いつつ不当な要求をしてくるのです。

要は、暴力団の本質を理解し、必要以上に恐れず、彼らの要求を冷静に聞き、毅然とした態度で対応することが大切です。

2 暴力団に金を出さない

暴力団員の不当要求の手口は、威圧的な態度を示して、応対者を困惑させ、支払わざるを得ない心理状態に陥れることが多いのです。応対者に一刻も早くこの場を収めたいという気持ちにさせ、金を得るのが彼らの常套手段です。こうして支払われた金が、暴力団を肥やし育て、新たな被害者を生むこととなります。

そして、支払われた金は、決して物事の解決にはつながりません。それどころか「この企業（個人）は金になる」との印象を与え、更なる要求へ、また、その情報は彼らの組織を通じ他の暴力団等へと流れる結果となります。

そのようなことにならないためにも、不当な要求には断じて応じないという姿勢を示し、彼らにこの相手はアタックしても無駄だと思い知らしめることが重要です。

3 暴力団を利用しない

暴力団は、自分の利益のみを考えています。

時には、暴力団を利用した人と暴力団の利害が一致し、一時的には良い結果が得られたとしても、後日彼らは、利用者からも約束以上の金を巻き上げるため、あの手この手でやってきます。

現実には、「暴力団を利用した結果弱みをつかまれ、逆にその暴力団に多額の金を支払わざるをえなかった」という事例も見られます。

暴力団の利用については、暴力団対策法では、「何人も指定暴力団員に暴力的要求行為を依頼してはならない」と規定し、利用した人も規制・取締りの対象となります。

4 暴力団と「交際しない」

交際は「暴力団の活動を助長」暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてきます。

- 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。
- 暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。

令和 年 月 日

最高事業責任者調書

大阪府 様

グループ名
<代表企業>
商号又は名称

事業名 : 大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業

落札の際には、下記の者を最高事業責任者として配置いたします。

責任者区分	最高事業責任者
所属会社名	
責任者氏名	
生年月日	
入社年月日	

※注意点

- 1 要求水準書第1 4-7. (2) ①の要件を満たす配置予定者を記載してください。
- 2 入札参加者は、配置予定者の照合が可能な次の書類を提出してください。(写し)
(1) 正規雇用であることを証明できる書類
- 3 提出にあたっては、必ず日付を記載してください。提出後の、修正及び再提出は認めません。
- 4 欄が足りない場合は、上表の行を追加・作成してください。

入札参加資格確認チェックリスト

グループ名

設計企業

【単体企業の場合】

- 建築士法第 23 条第 1 項に規定により、一級建築士事務所の登録（同条第 3 項の更新の登録を含む。）を受けていることを証明する書類
- 大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿中「建設コンサルタント（造園）」及び「建設コンサルタント（施工計画、施工設備及び積算）」のいずれにも登録をされている者であること又は国土交通省の建設コンサルタント登録規程に基づく「造園部門」及び「施工計画、施工設備及び積算部門」のいずれにも登録をされていることを証明する書類
- 平成 25 年 4 月 1 日から入札説明書 第 3 3.（2）の入札参加申請資料提出の末日までに、元請として完成・引渡が完了した、都市公園の新設又は改修に係る設計業務に係る業務実績も有することを証明する書類（様式 3-3-1）
- 設計企業と直接的な雇用関係があり、かつ入札説明書 第 3 3.（3）1）（エ）から（カ）に規定する要件を満たす配置技術者を配置することを証明する書類（様式 3-3-2）

【設計共同企業体の場合】

- 設計共同企業体構成員が、建築士法第 23 条第 1 項に規定により、一級建築士事務所の登録（同条第 3 項の更新の登録を含む。）を受けていることを証明する書類
- 設計共同企業体が、大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格において、「建設コンサルタント（造園）」及び「建設コンサルタント（施工計画、施工設備及び積算）」のいずれにも認定を受けていること又は国土交通省の建設コンサルタント登録規程に基づく「造園部門」及び「施工計画、施工設備及び積算部門」の登録をされていることを証明する書類
- 設計共同企業体構成員が、平成 25 年 4 月 1 日から入札説明書 第 3 3.（2）の入札参加申請資料提出の末日までに、元請として完成・引渡が完了した、都市公園の新設又は改修に係る設計業務に係る業務実績も有することを証明する書類（様式 3-3-1）
- 設計共同企業体構成員と直接的な雇用関係があり、かつ入札説明書 第 3 3.（3）1）（エ）から（カ）に規定する要件を満たす配置技術者を配置することを証明する書類（様式 3-3-2）

建設企業

【単体企業の場合】

- 大阪府建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格登録者名簿（以下「登録者名簿」という。）中「土木一式工事」及び「建築一式工事」のいずれにも登録をされていることを証明する書類
- 建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち土木一式工事（以下「土木一式工事」という。）及び建築一式工事について、建設業法に基づく特定建設業の許可を受けていることを証明する書類
- 土木一式工事及び建築一式工事について、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の結果の総合評定値（以下「経営事項審査点数」という。）が、1,000点以上であること。また、事業者の事業計画における主たる工事が土木一式の場合は、土木一式工事の経営事項審査点数が1,200点以上、主たる工事が建築一式工事の場合は、建築一式工事の経営事項審査点数が1,200点以上であることを証明する書類
- 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者（以下「監理技術者」という。）を専任で配置することができることを証明する書類及び入札説明書 第3 3.（2）の入札参加申請資料提出の末日において、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係が3か月以上ある者であることを証明する書類（様式3-4-1、様式3-4-2）

【建設共同企業体の場合】

- 建設共同企業体が、大阪府建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格登録者名簿のうち、「土木一式工事」及び「建築一式工事」に登録されている者であることを証明する書類
- 建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち土木一式工事（以下「土木一式工事」という。）及び建築一式工事について、建設業法に基づく特定建設業の許可を受けていることを証明する書類
- 建設共同企業体が、土木一式工事及び建築一式工事について、経営事項審査の結果の総合評定値経営事項審査点数が、1,000点以上であることを証明する書類 また、事業者の事業計画における主たる工事が土木一式の場合は、土木一式工事の経営事項審査点数が1,200点以上、主たる工事が建築一式工事の場合は、建築一式工事の経営事項審査点数が1,200点以上であることを証明する書類
- 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者を専任で配置することができることを証明する書類及び入札説明書 第3 3.（2）の入札参加申請資料提出の末日において、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係が3か月以上ある者であることを証明する書類（様式3-4-1、様式3-4-2）

工事監理企業

- 建築士法第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録（同条第3項の更新の登録を含む。）を受けていることを証明する書類
- 工事監理企業と直接的な雇用関係があり、かつ、一級建築士の資格を有する主任監督員を重点監理として配置することができることを証明する書類（様式3-5-1）

維持管理企業及び運営管理企業

- 維持管理業務及び運営管理業務の実施に当たり、必要な資格を有する者を配置することを証明する書類（様式3-6-1～様式3-6-8）

設計企業の設計業務実績調書

大阪府 様

グループ名
<設計企業>
商号又は名称

事業名 : 大阪府宮久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業

参加資格要件のうち設計企業が満足する設計業務実績については、下表のとおりです。

業務の種類	都市公園の新設又は改修に係る設計業務
事業名	
発注機関名	
業務期間	平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日
契約金額 (税込)	
受注形態	単 体 / 共同企業体 (出資比率 %)
業務概要	
テクリス番号	

※注意点

- 平成 25 年 4 月 1 日から入札説明書 第 3 3. (2) の入札参加申請資料提出の末日までに、元請として完成・引渡が完了した、都市公園の新設又は改修に係る設計業務に係る業務実績
- 業務実績の内容をテクリス登録証で確認できる場合は、業務実績を確認できる書類の提出は必要ありません。
- 業務実績の内容をテクリス登録証で確認できない場合は、業務実績を確認できる書類 (契約書、設計書、図面、特記仕様書等) を提出してください。

配置予定技術者調書 (設計企業)

大阪府 様

グループ名
<設計企業>
商号又は名称

事業名 : 大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業

落札の際には、下記の者を技術者として配置いたします。

会社名	※単体企業の場合は本欄記入不要
技術者区分	管理技術者
技術者氏名	
生年月日	
入社年月日	
資格・免許	例：技術士（建設部門：都市及び地方計画）（登録番号： ）

会社名	※単体企業の場合は本欄記入不要
技術者区分	照査技術者
技術者氏名	
生年月日	
入社年月日	
資格・免許	例：RCCM（登録部門：造園）（登録番号： ）

会社名	※単体企業の場合は本欄記入不要
技術者区分	担当技術者
技術者氏名	
生年月日	
入社年月日	
資格・免許	例：一級建築士（登録番号： ）

※注意点

- 入札説明書第3 3.(3)1(エ)(オ)(カ)の要件を満たす配置予定技術者を記載してください。
- 当該技術者は、直接雇用されていなければなりません。
- 入札参加者は、配置技術者の照合が可能な次の書類を提出してください。(写し)
 - 出身企業の設計部門に所属する者であることが証明できる書類
 - 配置予定技術者となるために必要な資格を有する者であることが証明できる書類
 - 入札参加申請を行った日において直接雇用関係にある者であることが確認できる会社名が記載された健康保険被保険者証等の写し
※健康保険被保険者証等とは、健康保険被保険者証のほか健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書のうちいずれかの書類とする。
- 提出にあたっては、必ず日付を記載してください。提出後の、修正及び再提出は認めません。

配置予定技術者調書
(建設企業)

大阪府 様

グループ名
<建設企業>
商号又は名称

事業名称 : 大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業

当該工事に配置する技術者は、下表のとおりです。

代表構成員:会社名	※単体企業の場合は本欄記入不要
技術者区分	監理技術者
技術者氏名	
生年月日	
入社年月日	
資格・免許	例: 1級〇〇施工管理技士 (監理技術者資格者証 交付番号:)

構成員:会社名	
技術者区分	主任技術者/担当技術者
技術者氏名	
生年月日	
入社年月日	
資格・免許	例: 1級〇〇施工管理技士 (監理技術者資格者証 交付番号:)

<注>

- 入札説明書第3 3.(3)2(エ)(オ)の要件を満たす配置予定技術者を記載してください。
- 当該技術者は、直接(入札説明書で3ヶ月以上の雇用を求めている場合は、入札参加申請を行った日において3ヶ月以上)雇用されていなければなりません。
- 入札参加者は、配置技術者の照合が可能な次の書類を提出してください。(写し)
 - 以下に示すいずれかの資格を有する者であることが証明できる書類
 - 入札参加資格登録業種について、監理技術者資格者証を取得するための要件を満たす者
 - a.と同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
 - 入札参加申請を行った日において直接(入札説明書で3ヶ月以上の雇用を求めている場合は、入札参加申請を行った日において3ヶ月以上)雇用関係にある者であることが確認できる会社名が記載された健康保険被保険者証等の写し
※健康保険被保険者証等とは、健康保険被保険者証のほか健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書のうちいずれかの書類とする。
- 提出にあたっては、必ず日付を記載してください。提出後の、修正及び再提出は認めません。
- 入札公告で当該技術者の専任を求めている場合、他工事に従事している者、建設業法に規定する経營業務の管理責任者及び営業所の専任の技術者は、本工事の専任の技術者として配置できません。(ただし、専任の技術者であっても、「監理技術者制度運用マニュアル(令和4年12月23日国不建第457号)」において、専任を要しないと明記されている期間については、この限りではありません。)【別記参照】
- 落札候補者は、配置技術者の照合が可能な書類を提出してください。

【別記】

監理技術者制度運用マニュアル(抜粋)

三 監理技術者等の工事現場における専任

(2) 監理技術者等の専任期間

元請が、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。)
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

(別紙様式)

令和 年 月 日

監理技術者等の専任性の確認調書

大阪府 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

(共同企業体の場合は、構成員ごとに提出) (押印不要)

下記のとおり提出します。

工事名称	大阪府宮久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業
経營業務の管理責任者の氏名	
営業所における専任技術者の氏名	
当該工事現場に配置する技術者の氏名	

※ 必要事項を記入し、下記の添付資料を添えて提出してください。

- ① 建設業許可の申請・変更等の届出の時に提出している「経營業務の管理責任者証明書(様式第7号)」の副本の写しを添付してください。
- ② 建設業許可の申請・変更等の届出の時に提出している「専任技術者一覧表(様式第1号別紙4)」の副本の写しを添付してください。

配置予定技術者調書
(工事監理企業)

大阪府 様

グループ名
<工事監理企業>
商号又は名称

事業名称 : 大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業

当該業務に配置する技術者は、下表のとおりです。

技術者区分	主任監督員
技術者氏名	
生年月日	
入社年月日	
資格・免許	一級建築士（登録番号: ）

技術者区分	監督員	※「技師C級以上」の業務経験年数を有する監督員を重点監理として現場に配置しない場合は記入不要
技術者氏名		
生年月日		
入社年月日		
資格・免許		

<注>

- 1 入札説明書第3 3. (3)3 (イ)の要件を満たす配置予定技術者を記載してください。
- 2 当該技術者は、直接雇用されていなければなりません。
- 3 入札参加者は、配置技術者の照合が可能な次の書類を提出してください。(写し)
 - (1)記載した資格を有する者であることが証明できる書類
 - (2)入札参加申請を行った日において直接雇用関係にある者であることが確認できる会社名が記載された健康保険被保険者証等の写し
※健康保険被保険者証等とは、健康保険被保険者証のほか健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書のうちいずれかの書類とする。
- 4 提出にあたっては、必ず日付を記載してください。提出後の、修正及び再提出は認めません。

配置予定責任者調書兼業務経験証明書
(総括管理責任者)

大阪府 様

グループ名
<代表企業又は構成企業>
商号又は名称

事業名 : 大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業

落札の際には、下記の者を総括管理責任者として配置いたします。なお、下記の者の業務経験は下表のとおりです。

責任者区分	総括管理責任者
責任者氏名	
生年月日	
入社年月日	
資格・免許	

実務経験年数	実務経験期間		実務経験の内容
年 月	年 月～	年 月	
年 月	年 月～	年 月	
年 月	年 月～	年 月	
年 月	年 月～	年 月	
小 計	満 年 月	証明者と使用関係がない実務経験を記載した場合	上記の実務経験を有することに相違ありません。 令和 年 月 日 技術者の氏名 (自署) (押印不要)

※注意点

- 1 要求水準書第1 4-7 (2) ②の要件を満たす配置予定責任者を記載してください。
- 2 当該責任者は、代表企業又は構成企業のいずれかに直接雇用されていなければなりません。
- 3 入札参加者は、配置技術者の照合が可能な次の書類を提出してください。(写し)
 - (1) 記載した資格を有する者であることが証明できる書類
 - (2) 入札参加申請を行った日において直接(入札説明書で3ヶ月以上の雇用を求めている場合は、入札参加申請を行った日において3ヶ月以上)雇用関係にある者であることが確認できる会社名が記載された健康保険被保険者証等の写し
※健康保険被保険者証等とは、健康保険被保険者証のほか健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書のうちいずれかの書類とする。
- 4 提出にあたっては、必ず日付を記載してください。提出後の、修正及び再提出は認めません。
- 5 欄が足りない場合は、上表の行を追加・作成してください。

配置予定責任者調書
(副総括管理責任者)

大阪府 様

グループ名
<代表企業又は構成企業>
商号又は名称

事業名 : 大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業

落札の際には、下記の者を副総括管理責任者として配置いたします。

責任者区分	副総括管理責任者
責任者氏名	
生年月日	
入社年月日	
資格・免許	

※注意点

- 1 要求水準書第1-4-7 (2) ③の要件を満たす配置予定責任者を記載してください。
- 2 当該責任者は、代表企業又は構成企業のいずれかに直接雇用されていなければなりません。
- 3 入札参加者は、配置技術者の照合が可能な次の書類を提出してください。(写し)
 - (1)記載した資格を有する者であることが証明できる書類
 - (2)入札参加申請を行った日において直接(入札説明書で3ヶ月以上の雇用を求めている場合は、入札参加申請を行った日において3ヶ月以上)雇用関係にある者であることが確認できる会社名が記載された健康保険被保険者証等の写し
※健康保険被保険者証等とは、健康保険被保険者証のほか健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書のうちいずれかの書類とする。
- 4 提出にあたっては、必ず日付を記載してください。提出後の、修正及び再提出は認めません。

配置予定責任者調書
(維持管理業務責任者)

大阪府 様

グループ名
<代表企業又は構成企業>
商号又は名称

事業名 : 大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業

落札の際には、下記の者を維持管理業務責任者として配置いたします。

責任者区分	維持管理業務責任者
責任者氏名	
生年月日	
入社年月日	
資格・免許	

※注意点

- 1 要求水準書第1 4-7 (2) ④の要件を満たす配置予定責任者を記載してください。
- 2 当該責任者は、構成員のいずれかに直接(入札説明書で3ヶ月以上の雇用を求めている場合は、入札参加申請を行った日において3ヶ月以上)雇用されていない必要があります。
- 3 入札参加者は、配置技術者の照合が可能な次の書類を提出してください。(写し)
 - (1)記載した資格を有する者であることが証明できる書類
 - (2)入札参加申請を行った日において直接(入札説明書で3ヶ月以上の雇用を求めている場合は、入札参加申請を行った日において3ヶ月以上)雇用関係にある者であることが確認できる会社名が記載された健康保険被保険者証等の写し
※健康保険被保険者証等とは、健康保険被保険者証のほか健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書のうちいずれかの書類とする。
- 4 提出にあたっては、必ず日付を記載してください。提出後の、修正及び再提出は認めません。

配置予定責任者調書 (運営管理業務責任者)

大阪府 様

グループ名
<代表企業又は構成企業>
住 所
商号又は名称
代表者

(押印不要)

事業名 : 大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業

落札の際には、下記の者を運営管理業務責任者として配置いたします。

責任者区分	運営管理業務責任者
責任者氏名	
生年月日	
入社年月日	
資格・免許	

※注意点

- 1 要求水準書第1 4-7 (2) ⑤の要件を満たす配置予定責任者を記載してください。
- 2 当該責任者は、構成員のいずれかに直接(入札説明書で3ヶ月以上の雇用を求めている場合は、入札参加申請を行った日において3ヶ月以上)雇用されていなければなりません。
- 3 入札参加者は、配置技術者の照合が可能な次の書類を提出してください。(写し)
 - (1)記載した資格を有する者であることが証明できる書類
 - (2)入札参加申請を行った日において直接(入札説明書で3ヶ月以上の雇用を求めている場合は、入札参加申請を行った日において3ヶ月以上)雇用関係にある者であることが確認できる会社名が記載された健康保険被保険者証等の写し
※健康保険被保険者証等とは、健康保険被保険者証のほか健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書のうちいずれかの書類とする。
- 4 提出にあたっては、必ず日付を記載してください。提出後の、修正及び再提出は認めません。

令和 年 月 日

配置予定担当者調書
(個人情報・情報公開)

大阪府 様

グループ名
住 所
商号又は名称
代表者

(押印不要)

事業名 : 大阪府宮久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業

落札の際には、下記の者を担当者として配置いたします。

担当者区分	個人情報担当者
担当者氏名	
生年月日	
入社年月日	

担当者区分	情報公開担当者
担当者氏名	
生年月日	
入社年月日	

※注意点

- 1 要求水準書第1-4-7 (2) ⑥、⑦の要件を満たす配置予定責任者を記載してください。
- 2 提出にあたっては、必ず日付を記載してください。提出後の、修正及び再提出は認めません。

令和 年 月 日

配置予定責任者調書
(魅力向上事業責任者)

大阪府 様

グループ名
住 所
商号又は名称

事業名 : 大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業

落札の際には、下記の者を魅力向上事業責任者として配置いたします。

責任者区分	魅力向上事業責任者
責任者氏名	
生年月日	
入社年月日	

※注意点

- 1 要求水準書第1-4-7 (2) ⑧の要件を満たす配置予定技術者を記載してください。
- 2 提出にあたっては、必ず日付を記載してください。提出後の、修正及び再提出は認めません。
- 3 欄が足りない場合は、上表の行を追加・作成してください。

必置技術者調書

大阪府 様

グループ名
<代表企業又は構成企業>
商号又は名称

事業名 : 大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業

落札の際には、下記の者を必置技術者として配置いたします。

必置技術者区分	防火管理者(甲種)
所属会社名	
技術者氏名	
生年月日	
入社年月日	
資格・免許	

必置技術者区分	造園施工管理技士、又は技術士
所属会社名	
技術者氏名	
生年月日	
入社年月日	
資格・免許	

※注意点

- 1 久宝寺緑地管理マニュアル資料編 10 の要件を満たす必置技術者を記載してください。
- 2 入札参加者は、配置技術者の照合が可能な次の書類を提出してください。(写し)
 - (1)記載した資格を有する者であることが証明できる書類
 - (2)入札参加申請を行った日において直接(入札説明書で3ヶ月以上の雇用を求めている場合は、入札参加申請を行った日において3ヶ月以上)雇用関係にある者であることが確認できる会社名が記載された健康保険被保険者証等の写し
※健康保険被保険者証等とは、健康保険被保険者証のほか健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書のうちいずれかの書類とする。
- 3 提出にあたっては、必ず日付を記載してください。提出後の、修正及び再提出は認めません。
- 4 欄が足りない場合は、上表の行を追加・作成してください。

その他の有資格者調書

大阪府 様

グループ名
 <代表企業又は構成企業>
 商号又は名称

事業名 : 大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業

落札の際には、下記の者を都市公園管理に必要な主な有資格者として配置いたします。

有資格者区分	※ 造園技能士、公園管理運営士、体育施設管理士等
所属会社名	
責任者氏名	
生年月日	
入社年月日	
資格・免許	

有資格者区分	
所属会社名	
責任者氏名	
生年月日	
入社年月日	
資格・免許	

※注意点

- 久宝寺緑地管理マニュアル資料編 10 の要件を満たす必置技術者を記載してください。
- 入札参加者は、配置技術者の照合が可能な次の書類を提出してください。(写し)
 - 記載した資格を有する者であることが証明できる書類
 - 入札参加申請を行った日において直接(入札説明書で3ヶ月以上の雇用を求めている場合は、入札参加申請を行った日において3ヶ月以上)雇用関係にある者であることが確認できる会社名が記載された健康保険被保険者証等の写し
 ※健康保険被保険者証等とは、健康保険被保険者証のほか健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書のうちいずれかの書類とする。
- 提出にあたっては、必ず日付を記載してください。提出後の、修正及び再提出は認めません。
- 欄が足りない場合は、上表の行を追加・作成してください。

入札書

大阪府 様

グループ名
 <代表企業>
 住 所
 商号又は名称
 代表者



下記の金額で受託いたしたく入札公告、入札説明書、入札心得等の各条項並びに要求水準書等及び現場の状況を承諾のうえ、入札いたします。

記

事業名 大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業

入札金額 ①	千	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

①の内訳として

設計・建設業務

入札金額 ②	千	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

公園管理業務

入札金額 ③	千	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(注) 記載する金額には、全て消費税及び地方消費税相当額を含まないこと。

金額を訂正しないこと。

金額記載の文字はアラビア字体とすること。

金額の頭に¥記号を付けること。

②と③の合計が①と一致するように記入すること。

業務費内訳書1(様式4-2-1)及び業務費内訳書2(様式4-2-2)を添付すること。

くじ番号の欄には任意の3桁の値(000~999)を記入すること。

くじ番号			
------	--	--	--

令和 年 月 日

入札辞退届

大阪府 様

グループ名
<代表企業>
住 所
商号又は名称
代表者

印

下記について参加申請しましたが、次の理由により辞退します。

記

- 1 公告の日付 令和5年9月15日付
- 2 事業名 大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業
- 3 理由

委任状（開札の立会い）

令和 年 月 日

大阪府 様

<委任者>
住 所
商号又は名称
代表者

㊞

今般都合により
立会いの代理人として一切の権限を委任します。

㊞ を代理人と定め、下記の開札

記

1. 入札方法 総合評価一般競争入札
2. 公告年月日 令和5年9月15日
3. 事業名称 大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業

以上

指定管理者指定申請書

年 月 日

大阪府 様

事業者 名称
<委任者>
住 所
商号又は名称
代表者

印

大阪府都市公園条例第18条の規定により、下記の都市公園に係る指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

指定管理者の指定を受けたい都市公園の名称	
----------------------	--

指定管理者（SPC）の概要

事業者

1. 法人等の概要（SPCの代表企業の概要を記載してください。）

代表法人等名			
所在地			
連絡先	担当部署 担当者名	電話番号	FAX
設立年度・資本金等	設立年度	年	資本金・出捐金
従業員数	人（令和 年 月 日現在）		

（SPCの代表企業以外の構成企業）

法人名等	運營業務実績	分担内容（*）	担当者及び連絡先

（*）詳細な業務分担内容を入札参加申請時に提出した様式 3-2-2 と整合させてください。

2. SPCの主要株主・出資（出捐）者

出資（出捐）者名	出資（出捐）金額	出損（出捐）率

構成企業の事業経歴

企業名 _____

(1) 受託事業部門に関する実績

事業を行った時期・期間	主要な施設名・事業内容 (※)
年 ～ 年 (年間)	施設名 : 事業内容 : 業務内容 :
年 ～ 年 (年間)	施設名 : 事業内容 : 業務内容 :
年 ～ 年 (年間)	施設名 : 事業内容 : 業務内容 :

(2) その他の部門での主要な事業実績

事業を行った時期・期間	主要な施設名・事業内容 (※)
年 ～ 年 (年間)	施設名 : 事業内容 : 業務内容 :
年 ～ 年 (年間)	施設名 : 事業内容 : 業務内容 :
年 ～ 年 (年間)	施設名 : 事業内容 : 業務内容 :

※ 事業内容の欄には「公園全体の指定管理業務」、「運動施設の運営管理・維持管理」、「公園の除草業務」、「グラウンドの維持管理業務」、「ばら園の維持管理業務」、「イベント・講座の開催」、「植生調査」など業務の形態を記入して下さい。

また、「ボランティアとの協働による水田管理を月 1 回の協議会開催により運営方針を議論しつつ行った。」、「多目的広場の清掃・除草を行った。」、「梅林のある回遊式の日本庭園の通年の維持管理を実施、併せて月 1 回程度の講習会を行った。」など業務内容を具体的に記述して下さい。

(3) 指定取消の有無

指定取消を受けた時期	主要な施設名・事業内容・取消理由
年 月	施設名： 事業内容： 取消理由：
年 月	施設名： 事業内容： 取消理由：
年 月	施設名： 事業内容： 取消理由：

※他自治体での指定取消についても記載してください。

要求水準に関する誓約書

令和 年 月 日

大阪府 様

応募者 グループ名

(代表企業)

所在地

(電話番号)

商号又は名称

代表者職氏名

令和5年9月15日付けで公告された「大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業」の入札に対する本入札提出書類の一式は、入札説明書等に規定された要求水準と同等又はそれ以上の水準であることを誓約します。

事業計画書

1. 事業全体に関する事項

(1) 事業に関する基本的な考え方

①公園の設置目的及び事業実施方針

ア. 事業実施方針

府営公園のマネジメントプランや、久宝寺緑地の特性及び本事業の基本事項を踏まえ、事業を実施する上での基本的な考え方（事業運営の理念・方針）を記載してください。併せて、本事業に係る新たな視点の取組方針や特に重点を置く取組方針などがありましたら記載してください。

イ. 成果指標

事業提案に際しては、マネジメントプランに示す目標像を実現するために解決すべき課題だけでなく、マネジメントプランを踏まえ指定管理者自らが設定する目標や課題、さらには、提案する事業による成果を把握するための成果指標と数値目標について、府が5年ごとに実施する中期評価時に検証が可能となるよう、5年ごとの目標数値を提案してください。指定管理者は、設定した目標数値の達成に努めるとともに、事業報告書に目標数値に対する実績値を記載し、自己評価を行っていただきます。

なお、マスタープラン及びマネジメントプランで評価指標として設定している「年間来園者数」と「利用者満足度」を参考とし、目標値を提案してください。

目標数値は、指定期間中の実績値を踏まえ、適宜見直すこととします。また、府との協議により、新たな成果指標の項目を設定する場合があります。

ウ. 利用者満足度の把握・向上

府民ニーズを把握し、サービス改善につなげるため、利用者満足度や利用者ニーズに関するアンケート項目や方法について提案してください。また、公園利用者以外の方のニーズを把握する新たな調査方法等についても、記載してください。

(記入欄)

②平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果

公の施設という観点から、公平・平等利用の対応について、基本的な考え方や具体的な対応方法を記載してください。

(記入欄)

(2) PFI 事業の実施体制

③適正かつ効果的な人員配置

業務の連携を円滑に行うための SPC や構成員の役割分担の基本的な考え方を記載し、様式 5-5 「管理体制計画書」を提出してください。

職員の指導育成及び研修計画について基本的な考え方や具体的な計画を記載してください。

(記入欄)

④緊急時の対応

緊急時などにおいて、公園利用者の安全確保等の円滑な対応を行う為の体制（府・PFI 事業者等の

連絡窓口や具体的なバックアップ体制) について、具体的に記載してください。
(記入欄)
⑤過去の業務実績 過去3年間の管理実績について記載してください。都市公園における指定管理業務の実績、国営・広域公園における指定管理業務の実績、その他これらに類する施設における管理業務の実績及び当該公園の特殊庭園に類する施設の管理実績について記載してください。
(記入欄)

(3) 事業の実施体制

⑥各業務の実施方針 本事業に係る各業務を一体的かつ長期的に実施するための方針を記載してください。
(記入欄)
⑦各業務のスケジュール管理 事業全体を見据えた各業務のスケジュールを記載してください。
(記入欄)

(4) 資金調達の確実性、事業計画の確実性、リスク管理

⑧入札参加者の財務状況 様式3-7「財務状況の概要」及び入札説明書等に示す必要書類に基づき概要を記載してください。
(記入欄)
⑨実現性の高い事業収支計画 提案価格の算出に際しての経費削減方策、収支計画及び管理計画の概要を記載してください。
(注意事項) 注1 収支計画書と管理体制計画書の整合が取れておらず、提案価格で提案内容の管理を行うことが困難であると判断される場合は不適合となります。
(記入欄)
⑩想定されるリスクへの対応方策 不測の事態発生時のリスクへの対応策について具体的かつ合理的な対応策を記載してください。
(記入欄)

2. プールの施設計画に関する事項

(1) プールの施設計画の基本的な考え方

⑪施設配置のコンセプト

府の考え方を理解した上で、以下の観点で施設配置コンセプトを記載してください。

- ・公園の活性化、利用者の利便性への配慮
- ・事業終了後も長期にわたるライフサイクルコスト低減への配慮

(記入欄)

(2) プールの施設の全体計画

⑫環境配慮

「2030 大阪府環境総合計画」に基づく、大阪府の目指すべき将来像を見据えた省エネルギーシステムの構築等の積極的な取組について記載してください。

「大阪府生物多様性地域戦略」に基づく、生物多様性の保全と持続可能な利用や、周辺住民及び周辺環境への影響と、ミティゲーションに配慮した取組について具体的に記載してください。

(記入欄)

⑬利用者の安全管理

利用者の安全管理・災害時等の対応、防犯対策について具体的な対応方針を記載してください。

(記入欄)

⑭バリアフリー・ユニバーサルデザインへの配慮

バリアフリー・ユニバーサルデザインへの配慮について具体的に記載してください。

(記入欄)

⑮利便性・回遊性向上に資する動線計画

公園利用者及び管理運営側双方の利用しやすさや公園全体の回遊性に配慮した動線計画について具体的に記載してください。

(記入欄)

(3) 周辺施設等との調和

⑯周辺と調和した景観

久宝寺緑地の周辺景観、施設と調和した、公園としてふさわしい景観を形成するための取組について具体的に記載してください。

(記入欄)

(4) プールの個別の施設計画

⑰個別の施設計画

事業者が想定する需要、同時最大利用者数に対応するための方針を具体的に記載してください。
各プールの利用者層、動線、安全管理に配慮したゾーニング、施設配置、機能についてユニバーサルデザインの考え方や施設計画を具体的に記載してください。

(記入欄)

⑱管理棟の施設計画

施設利用者の利便性・機能性・安全性を考慮した施設計画を具体的に記載してください。

(記入欄)

3. プールの施設の設計・建設業務に関する事項

(1) 整備業務の基本的な考え方及び実施体制

⑲品質確保・安全確保の取り組み

長期的な施設使用を配慮した材料選択・施工方法についての考え方を記載してください。
各業務において施設計画を高い品質で実施するための手法や工夫等を記載してください。

(記入欄)

⑳整備体制計画及び技術者等の配置

事業を遂行するための技術者等の配置の考え方を記載し、実施体制表を提出してください。
要求水準の確保やスケジュール管理を確実にを行うための取組について具体的に記載してください。

(記入欄)

(2) プールの施工計画・工程

㉑周辺配慮・工期遵守

周辺住民への配慮としての近隣対策について記載してください。
また、工期遵守の考え方及び安全かつ円滑な業務の遂行についての取組を記載し、工程表を提出してください。

(記入欄)

4. 施設の管理・運営に関する事項

(1) 管理・運営業務の基本的な考え方及び実施体制

㉓管理体制計画及び職員配置計画、必置技術者等の配置

入札説明書「第3 3. 応募者の資格等」、要求水準書「第1 4-7 組織体制」及び管理マニュアルに定める「常時配置すべき職員の最低限のポスト数」を踏まえるとともに、管理マニュアルに定める「現行の職員体制」を参考の上、当該公園の管理を行うための体制とその考え方を記載してください。

また、管理マニュアル（資料編）に定める「都市公園の管理に必要な有資格項目について」を踏まえ、どのポストにどのような資格や経歴の方を配置する予定であるか、記載してください。

なお、常時配置すべき職員は公園に勤務すべき職員であり、同一時刻に一人の人間が2つ以上のポストを兼ねる計画は認められません。

配置体制とその考え方と併せて、様式 5-5 管理体制計画書及び添付書類ローテーション表（令和7年4月現在）を提出してください。

(注意事項)

注1 総括管理責任者においては、都市公園（類似施設含む。）の管理に係るマネジメント業務について1年以上の実務経験又はそれと同等以上の能力を有していることが分かる資料（任意様式）を提出してください。

なお、総括管理責任者、運営管理業務責任者及び維持管理業務責任者について、各人の保有する資格や公園管理に係る実務実績（経験年数含む。）がある場合は、それが分かる資料（任意様式）を提出してください。

注2 管理マニュアル（資料編）に定める「都市公園の管理に必要な有資格項目について」を踏まえ、申請する公園に必要とされている資格の写しを全て提出してください。

注3 特殊庭園専門技術者について、保有する資格の写し及び申請する公園の特殊庭園と同等程度の施設管理実績が分かる資料（任意様式）を提出してください。

注4 総括管理責任者、副総括管理責任者、運営管理業務責任者、維持管理業務責任者及び必置技術者が配置されない場合、管理マニュアルに記載の「常時配置すべき職員の最低限のポスト数」が確保されない場合及び最低賃金を下回る給与である場合は不適合となります。

(記入欄)

(2) 公園施設に係る管理・運営業務

1) 公園共通の管理・運営業務

㉔公園の特性を踏まえた各施設の管理・運営の考え方

公園の特性や施設の長寿命化の考え方を踏まえたうえで、管理マニュアルに示す主要な公園の施設毎にどのような管理・運営を行うかについて、管理・運営方針と管理・運営上の留意点を記載してください。

(注意事項)

注1 主要植物、プール、運動施設及び特殊庭園に関する考え方は、それぞれ㉓、㉔、㉕、㉖、㉗に記載してください。

(記入欄)

㉕利用者の安全確保

公園利用者の安全を確保するために、①「どのような事故の未然防止対策を取るか」、②「巡視の体制と頻度・巡視項目をどのように設定するか」、③「瑕疵の早期発見にどのように取り組むか」、④「衛生管理にどのように取り組むか」、⑤「生活用通路として使われる園路がある場合はどのような防犯対策を行うか」及び⑥「当該公園で予想される危険要因に対してどのような対策をとるか」について、

<p>基本的な考え方と具体的な手法を記載してください。</p> <p>(記入欄)</p>
<p>㊸トラブル防止、苦情対応方法、運営・維持管理への反映</p> <p>公園でのトラブル（事故・事件等）や苦情が発生した場合の対応方法（未然防止策や初期対応を含む。）及び今後の管理への反映について、考え方と具体的な方法を記載してください。</p> <p>(記入欄)</p>
<p>㊹危機管理</p> <p>異常気象等が生じた時に、適切な対応をとるために、①「地震が起きた場合の参集体制（参集方針含む。）・管理体制・実施業務の内容及び府への協力方針」、②「風水害が起きた場合の参集体制（参集方針含む。）・管理体制・実施業務の内容及び府への協力方針」、③「日ごろから行う訓練・研修・点検の内容」及び④「地域住民や公園利用者への防災意識の啓発」について、具体的に記載してください。</p> <p>(記入欄)</p>
<p>㊺園内清掃</p> <p>園内清掃、便所清掃、不法投棄物の処理、排水管や側溝の清掃及び管理マニュアルに示す主要な施設の清掃について手法と時期・頻度を具体的に記載してください。</p> <p>(記入欄)</p>
<p>㊻点検、補修、修繕</p> <p>施設の長寿命化の考え方を踏まえ、遊具や電気・消防・機械設備、橋梁、建築物その他公園施設について、日常の維持管理の考え方や留意点、点検の方法と頻度、不具合や事故が生じた場合の対応、府との役割分担を踏まえた補修・修繕についての手法や頻度について具体的に記載してください。</p> <p>(記入欄)</p>
<p>㊼法令遵守</p> <p>公園の管理においては、関係法令を遵守し、募集要項、管理要領及び管理マニュアルに記載している管理内容と同等以上の管理を行っていただく必要があります。</p> <p>申請者において、ご承諾いただける場合は、「関係法令を遵守し、募集要項、管理要領及び管理マニュアルに記載している管理内容と同等以上の管理を行う。」と記載してください。</p> <p>(記入欄)</p>

2) 園地及び自然環境に係る管理・運営業務

<p>㊽主要な植物の管理と景観づくりの方法</p> <p>管理マニュアルに示す、公園植栽の主な特徴及び主要植物（特殊庭園を除く）※1の特性や役割な</p>

どを踏まえ、以下の点について具体的に記載してください。

- ・どのような植物管理及び景観づくりを、長期的な視点を持って行うか、また剪定の方法など樹木及び樹林地管理をどのように行うか
- ・除草及び芝刈りを行う時期についての考え方、苦情を受けた場合の対応及び花壇の管理業務内容と植付け株数及び頻度及び配植の考え方
- ・病虫害防除の方法や苦情を受けた場合の対応及び施肥の方法

また、シーズンに応じた植栽管理など、当該公園の魅力増進につながる方策についても、具体的に記載してください。

(注意事項)

注1 管理要領及び管理マニュアルに記載している管理水準に達していない場合、誤った記載を行った場合、「府の指導に基づき適正に管理します。花壇は丁寧に管理し、華やかな花壇になるようにします。など」記述があいまいで具体的で無い場合並びに記載を求めた項目について記載が無い場合は不適合となる場合があります。

(記入欄)

⑪公園の顔となる特殊庭園の運営・維持管理

管理マニュアルに定める特殊庭園の管理について、当該庭園の物理的な特性及び植栽構成について記載してください。またこれを踏まえ、どのような管理を行うかについて具体的に記載してください。また、記載に当たっては、特殊庭園のさらなる魅力向上につながる提案について具体的に記載してください。

(注意事項)

- 注1 魅力向上事業（ソフト事業）については⑭に記載してください。
- 注2 利用促進方策や収支改善の方法については⑳に記載してください。
- 注3 管理要領及び管理マニュアルに記載している管理水準に達していない場合、当該庭園の植物を管理するうえで当然知るべき植栽技術について理解が無いと判断される場合、誤った記載を行った場合、記述があいまいで具体的で無い場合並びに記載を求めた項目について記載が無い場合は不適合となります。

(記入欄)

⑫自然環境の維持、自然環境学習

公園の自然環境特性を踏まえ、これに応じた自然環境の維持・創出の考え方と方法、管理上の留意点や自然環境学習の取組について具体的な手法を記載してください。また、公園で発生する剪定枝や伐採木に関するリサイクル資源としての新たな活用方法（余剰チップ等の発生防止につながる活用方法など）、節電等の省エネルギー化、ヒートアイランド現象の緩和、リサイクル推進などの環境問題への取組について、具体的に実施する内容を記載してください。

(記入欄)

3) 建築物及び設備に係る管理・運營業務

⑬運動施設の運営・維持管理

運動施設の営業時間帯や受付方法、グラウンドの勾配や芝生管理等の維持管理の方法と頻度について具体的に記載してください。

(注意事項)

注1 魅力向上事業（ソフト事業）については④に記載してください。

注2 利用促進方策や収支改善の方法については⑥に記載してください。

(記入欄)

③④重要公園施設の運営・維持管理

管理マニュアルに定める重要施設の管理について、重要公園施設の特性や利用状況、現行の取組状況などを踏まえ、どのような管理運営（利用促進策や収支改善策含む。）を行うかについて具体的に記載してください。なお、記載に当たっては、サービス向上や魅力増進に注力しているテーマ（今後注力したいテーマを含む。）に関する取組方策を盛り込んだ提案をしてください。

(注意事項)

注1 重要公園施設の機能や施設を活用した魅力向上事業（ソフト事業）については④に記載してください。

注2 記載内容については、実現に向け検討していく提案と実施を予定する提案の違いが分かるようにしてください。

(記入欄)

4) プール及び関連施設に係る管理・運營業務

③⑤プールの運営・維持管理

プールの管理運営について、当該公園のプールの立地環境や施設特性を踏まえ、どのような管理を行うかについて管理方針を記載してください。

管理方針に沿って、管理体制及び運営管理の方法について具体的に記載してください。

また、安全確保、衛生管理、水質管理、設備管理、点検・補修、事故・トラブルなどへの対応について具体的な手法を記載してください。

(注意事項)

注1 魅力向上事業（ソフト事業）については④に記載してください。

注2 利用促進方策や収支改善の方法については⑥に記載してください。

(記入欄)

(3) 利用者増減(需要)に係る考え方

③⑥利用者サービスの向上

公園利用者の増加（新規来園者やリピーターの増加等）を図るため、利用促進方策や利用者の利便性の向上につながるサービス、公園を含めた地域活性化等について、管理マニュアルに示した水準以上の取組を提案してください。

(注意事項)

注1 魅力向上事業については、④⑤に記載してください。

注2 管理マニュアルに示す現行の取組と同等以上の利用促進を図ることが分かるように具体的に記載してください。なお、同等以上であることが分からない場合は、評価できない場合があります。

注4 記載内容については、実現に向け検討していく提案と実施を予定する提案の違いが分かるようにしてください。記述が具体的でない場合は、評価できない場合があります。

ア. 新規来園者やリピーターの増加等を図るための取組

新規来園者やリピーターの増加等を図るための取組について、公園の特性を踏まえ、具体的に記載してください。

(実施例)

- ・多言語化対応
ホームページ・チラシの多言語化、スタッフ・翻訳機の配置、スマートフォンによる多言語化システムの導入
- ・キャッシュレス対応
レストランや売店でのキャッシュレス対応

イ. 利用者サービスの向上を図るための取組

利用者サービスの向上ための情報提供や、利用者の拡大に向けた広報・PR方策などについて、公園の特性を踏まえて具体的に記載してください。

(実施例)

- ・利用促進・利便性向上につながる情報発信の充実
SNSの有効活用、ドローンを活用したプロモーション動画の作成、デジタルサイネージの活用

ウ. 駐車場の渋滞対策

繁忙期等における駐車場の渋滞対策について、公園の特性を踏まえて具体的に記載してください。

(記入欄)

(4) 府施策との整合

③⑦府・公益事業協力等

これまでの貴社・団体としての社会貢献活動等を記載してください。

例) 男女いきいき・元気宣言への登録、関西エコオフィス宣言など

当該施設において、府が実施する事業等への協力について対応できる事項を記載してください。

(記入欄)

③⑧【行政の福祉化】就職困難層への雇用・就労支援

就職困難者等の雇用・就労支援の実施について記載してください。

(記入欄)

・各種就労支援事業を活用して雇用した人数等

就労支援事業名	雇用実績数		(雇用予定者数)
	人数	就労時期	
地域就労支援センター	名	・令和 年 月 日～ ・令和 年 月 日～	(名)
障害者就業・生活支援センター	名	・令和 年 月 日～ ・令和 年 月 日～	(名)
大阪府母子家庭等就業・自立支援センター	名	・令和 年 月 日～ ・令和 年 月 日～	(名)
ホームレス自立支援センター	名	・令和 年 月 日～ ・令和 年 月 日～	(名)

地域若者サポートステーション (ただし、地域若者サポートステーションの利用者については、1年以上未就業の状態にあり、地域若者サポートステーションが推薦する者を対象とする。)	名	・令和 年 月 日～ ・令和 年 月 日～	(名)
生活困窮者自立相談支援機関	名	・令和 年 月 日～ ・令和 年 月 日～	(名)
大阪ホームレス就業支援センター	名	・令和 年 月 日～ ・令和 年 月 日～	(名)
保護観察対象者等 (大阪保護観察所長による雇用証明書)	名	・令和 年 月 日～ ・令和 年 月 日～	(名)
(一社)おおさか人材雇用開発人権センター (C-STEP)への加入	加入の有無 (有 ・ 無)		
障がい者サポートカンパニー	制度への登録の有無(有 ・ 無)		
大阪保護観察所への協力雇用主としての登録	登録の有無(有 ・ 無)		

※就職困難者の雇用については、原則として指定管理者の構成員による雇用としますが、雇用を予定する場合も可とします。

(既存で雇用されている場合は、令和2年9月15日(公告日から遡って3年前の日)以降に雇用され、申請日時点で在職している者が対象となります。また、今後雇用予定の場合、指定期間の初日から7月を経過する日までに履行することが必要です。なお、実際の雇用にあたり、活用予定のセンターの変更は可とします。)

※就職困難者の雇用は、常用雇用労働者を対象とし、臨時的又は一時的に雇用する者を除きます。

なお、常用雇用労働者とは、次の条件をすべて満たす労働者をいいます。

- ・1週間あたりの労働時間が30時間以上であること。
- ・雇用期間の定めがなく雇用されていること。又は、一定の雇用期間を定めて雇用されており、その雇用期間が反復更新されていること。(すなわち、過去1年を超える期間について引き続き雇用されていること、又は雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれること)
- ・各種保険制度(労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、介護保険など)に加入していること。

※各センターの利用証明は、各センターに登録されている方を対象として発行されます。

※大阪保護観察所長による雇用証明書及び大阪保護観察所への協力雇用主としての登録については、

いずれも様式7号の協力雇用主の登録・保護観察対象者等の雇用に関する証明書を提出ください。

※(一社)おおさか人材雇用開発人権センター(C-STEP):大阪府が実施する「就職困難者に対する就労支援事業」又は「企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業」の補助事業者。

※障がい者サポートカンパニー:障がい者の雇用や就労支援に積極的に取組む企業及び団体等を登録する制度。

※大阪保護観察所への協力雇用主としての登録:保護観察対象者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主として大阪保護観察所に登録するもの。

※なお、複数の法人等がグループを構成して申請する場合、C-STEPへの加入、サポートカンパニー制度への登録及び大阪保護観察所への協力雇用主としての登録は、全ての構成員に対して求めるものではありません。また、申請時点での加入状況及び登録状況を評価するものとします。

・職場環境整備等支援組織(障がい者分野又は生活困窮者分野)の活用

就職困難者の職場定着支援の必要性に鑑み、就職困難者の新規雇用予定者又は既雇用者の支援(採用(引継ぎ)から定着支援)において、障害者等の職場環境整備等支援組織(障がい者分野又は生活困窮者分野)を活用するか

活用する 活用しない (いずれかのにチェック)

※障がい者分野の支援組織は、生活困窮者自立支援機関を除く各センター利用者のうち、「障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)」第2条に規定するものに限りです。

※生活困窮者分野の支援組織は、生活困窮者自立相談支援機関の利用者を雇用する場合に限りです。(他の機関の利用者を雇用する場合は活用できません)

「活用する」を選択した場合、現時点の予定について可能な範囲でご記入ください。

(1)活用する支援組織の分野(いずれかのにチェック)

障がい者分野 生活困窮者分野

(2)就職困難者への支援として支援組織に求める支援の内容(当てはまるにチェック、複数選択可。4その他の支援の場合は具体的に記入)

1 職場のアセスメント

- 雇用現場の確認(雇用環境や支援体制等) 職務分析
- 担当業務の切出し及び組立て
- 2 ジョブマッチング(新規雇用の場合)
 - 採用スケジュール 雇用前実習の実施 受入環境の整備等
- 3 定着支援
 - 職場に慣れるまでの間の支援 支援機関(送出し機関)との連携方策
 - 一定期間経過後の支援 課題発生時の対応
 - 支援員の配置等(障がい者分野の支援組織のみ支援可能)
- 4 その他の支援
()

③⑨【行政の福祉化】障がい者の実雇用率

(記入欄)

- % (事業主名 令和5年6月1日現在)
- % (事業主名 令和5年6月1日現在)
- % (事業主名 令和5年6月1日現在)

※実雇用率は法定雇用率を超えている必要があります。法定雇用率を達成していることのみで点数が付与されるものではありません。

※共同提案の場合は、全ての事業主について記載してください。欄が足りない場合は適宜追加してください。また、その場合、全ての構成員の実雇用率が障がい者雇用率を超えている場合に1点付与します。

④⑩【行政の福祉化】知的障がい者等の現場就業状況

※知的障がい者等とは、知的障がい者及び精神障がい者をいいます。

(記入欄)

- ◎現在久宝寺緑地では、指定管理者が直接障がい者等を雇用し、取り組んでいます。詳細については、各公園の管理マニュアルを参照してください。

※現行で、週30時間以上・各種保険加入の雇用者がいる場合は引き続き週30時間以上・各種保険加入の雇用環境を維持すること。

A 現従事者が雇用の継続を希望する場合、本人の意向を尊重した継続雇用の提案

(あるいはにて回答)

<p>雇用方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 直接雇用を予定 名 <input type="checkbox"/> 委託先での雇用を予定 名 <input type="checkbox"/> その他() 名
<p>職場定着のための取組みとして提案時点で可能なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 専任支援者の配置 <input type="checkbox"/> 地域の支援機関(障害者就業・生活支援センター、送り出し機関、医療機関等)との連携した支援体制の構築 <input type="checkbox"/> 個人の適性や希望を把握するための事前面談や業務分担の検討 <input type="checkbox"/> 仕事の手順や内容理解の促進、作業ミス軽減の工夫 <input type="checkbox"/> 障がい者のモチベーションを維持する仕組み <input type="checkbox"/> 障がい者のキャリアアップの仕組み <input type="checkbox"/> 働き続けるための社外での取組みや参加に対する支援 <input type="checkbox"/> 障がい者や専任支援者が孤立しないような相談窓口や社内支援体制の構築 <input type="checkbox"/> 課題解決のための支援体制の構築 <input type="checkbox"/> 障がい者理解促進のための社内研修 <input type="checkbox"/> その他支援()

※知的障がい者等の雇用にあたっては、職場環境整備等支援組織と連携の上、職場定着支援等に努めるものとする。

- B 現従事者が継続の雇用を希望しない場合、「募集要項4. 募集に際しての基本条件(2)管理者として果たしていただくべき責務」にあるように現行の体制を維持していただく必要がありますので、その場合の雇用方法について記載して下さい。



(☑あるいは■にて回答)

雇用方法

- 直接雇用を予定 名
- 委託先での雇用を予定 名
- その他() 名

職場定着のための取組みとして提案時点で可能なもの

- 専任支援者の配置
 - 地域の支援機関(障害者就業・生活支援センター、送り出し機関、医療機関等)との連携した支援体制の構築
- 個人の適性や希望を把握するための事前面談や業務分担の検討
- 仕事の手順や内容理解の促進、作業ミス軽減の工夫
- 障がい者のモチベーションを維持する仕組み
- 障がい者のキャリアアップの仕組み
- 働き続けるための社外での取組みや参加に対する支援
- 障がい者や専任支援者が孤立しないような相談窓口や社内支援体制の構築
- 課題解決のための支援体制の構築
- 障がい者理解促進のための社内研修
- その他支援()

※募集時点で現従事者が継続雇用を希望しているかが不明の場合で、知的障がい者等の現場従事への取組みについて提案する場合、上記A、Bともに記載して下さい。

C 現在の人数に加えて、新たに知的障がい者等が現場での業務に従事する場合

(☑あるいは■にて回答)

当該施設で、清掃業務等現場での従事者に知的障がい者等の雇用を予定しているか

- 直接雇用を予定 名
- 委託先での雇用を予定 名
- その他() 名

知的障がい者等の従事を検討している業務

- 清掃業務 事務補助 その他()

職場定着のための取組みとして提案時点で可能なもの

- 専任支援者の配置
 - 地域の支援機関(障害者就業・生活支援センター、送り出し機関、医療機関等)との連携した支援体制の構築
- 雇用前実習の実施
- 個人の適性や希望を把握するための事前面談や業務分担の検討
- 仕事の手順や内容理解の促進、作業ミス軽減の工夫
- 障がい者のモチベーションを維持する仕組み
- 障がい者のキャリアアップの仕組み
- 働き続けるための社外での取組みや参加に対する支援
- 障がい者や専任支援者が孤立しないような相談窓口や社内支援体制の構築
- 課題解決のための支援体制の構築
- 障がい者理解促進のための社内研修
- その他支援()

※週 30 時間以上・各種保険加入の雇用環境を原則とする。

D 知的障がい者等の現場就業にあたり、職場環境整備等支援組織(障がい者分野)を活用するか

- 活用する 活用しない (該当するほうに☑あるいは■にて回答)

※新規雇用及び継続雇用において、活用する場合は、提案内容と合わせて以下の事項について、最優先交渉権者(指定管理候補者)となった時点から、職場環境整備等支援組織と雇用に向けた調整を始めること。

※知的障がい者等の新規または継続雇用にあたり、『支援組織(障がい者分野)の活用』をご提案いただく場合、支援組織の活用とは、次の(1)～(3)に示す職場定着などについて、事業主が支援組織に支援を求めることを指す。

(1)職場のアセスメント

雇用現場の確認(雇用環境や支援体制等)、職務分析、担当業務の切出し及び組立て

(2)ジョブマッチング(新規雇用提案の場合)

採用スケジュール、雇用前実習の実施、受入環境の整備等

(3)定着支援

職場に慣れるまでの間の支援、支援機関(送り出し機関)との連携方策、一定期間経過後の支援、課

提案受付番号



題発生時の対応、支援員の配置等

④①府民、NPO との協働

府の公園では「府営公園におけるボランティアとの協働に関する要綱」を定め、府民との協働による公園管理に努めており、各公園では複数のボランティア団体等が活動しています。貴社・団体が管理業務の実施に際して、地元自治体、周辺地域の企業、地域住民、NPOやボランティア等の団体との協働事業（新規活動の受け入れや活動への支援等）に対する基本方針及び具体的な取組を記載してください。

(注意事項)

注1 地元自治体、周辺地域の企業、地域住民、NPOやボランティア等の団体と連携した公園の利用促進や利便性の向上に着目した取組方策については、③⑥に記載してください。

(記入欄)

④②環境問題への取組

環境問題への取組みについて、①または②の該当する項目にチェック☑し、当該項目について確認できる書類を提出してください。

(記入欄)

①脱炭素に向けた取組み

- 再生可能エネルギー電力の調達(提出書類:電力供給契約書の写し)
- 再生可能エネルギー発電設備の導入(提出書類:様式 5-11 報告書及び添付書類)
- ゼロエミッション車(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車または燃料電池自動車)の使用(提出書類:自動車検査証の写し)
- 燃料電池または蓄電池の導入(提出書類:様式 5-11 報告書及び添付書類)
- 過去3年以内の温室効果ガス排出量のオフセットの実績(提出書類:J-クレジット購入費用支払領収書の写し)

②第三者認証 EMS

(提出書類:申請日の前日時点で認証取得していることを証する書面の写し)

- ISO14001
- エコアクション21
- KES
- エコステージ
- その他自治体等による認証制度

(制度の名称:)

5. 魅力向上事業に関する事項

(1) 魅力向上事業の基本的な考え方及び整備・運営内容

④③魅力向上事業（ハード整備）

要求水準書「第4. 魅力向上事業に関する要求水準」に対する具体的な提案を記載してください。この事業は指定管理業務に含まれないため、委託料、利用料金収入及び利用促進事業収入を充てることはできません。

魅力向上事業のうち、新たな公園施設の設置・運営に関する設備投資は、指定期間開始後概ね5年間で実施可能な事業として提案のうえ、必ず実施してください。

また、指定期間開始後6年目以降の事業についても可能な限り提案してください。

なお、ソフト事業を除く新たな公園施設の設置・運営に関する投資額は、少なくとも40百万円以上としてください。

(注意事項)

- 注1 提案内容が公園利用に相応しくないもの、又は一般の公園利用に著しい支障を及ぼす可能性があるとは判断したときは、評価できない場合があります。
- 注2 本事業に係わる収支については「魅力向上事業 収支計画書」に記載してください。
- 注3 「第4. 魅力向上事業に関する要求水準」に記載された留意事項に従って提案してください。

エ. 新たな公園施設の設置管理に関する事業

公園の魅力向上や利用者サービスの向上に資する新たな公園施設の設置・運営に関する提案について記載してください。

また、民間施設以外にも、休憩所やベンチ・テーブル・日よけなどの増設、案内サイン充実などについて提案があれば記載してください。

以下の項目について、具体的に記載してください。

- ・コンセプト
- ・公共性・公益性に配慮した点
- ・事業継続性に対する考え方
- ・配置図・動線計画
- ・デザイン・イメージ
- ・施設の平面図、立面図、断面図等の計画図
- ・同種施設の整備・運営実績
- ・工程表
- ・運営計画（業務実施体制、経営内訳表、資金調達計画）
- ・収支計画

オ. 既存施設の利活用に関する事業

既存の公園施設の利活用に関する提案について記載してください。

また、提案者自らの投資による休憩所、ベンチ及び案内サイン等の改修について、提案があれば記載してください。

以下の項目について、具体的に記載してください。

- ・コンセプト
- ・公共性・公益性に配慮した点
- ・事業継続性に対する考え方
- ・配置図・動線計画
- ・デザイン・イメージ
- ・施設の平面図、立面図、断面図等の計画図
- ・同種施設の整備・運営実績
- ・工程表
- ・運営計画（業務実施体制、経営内訳表、資金調達計画）
- ・収支計画

(記入欄)

④魅力向上事業（ソフト事業）

要求水準書「第4. 魅力向上事業に関する要求水準」に対する具体的な提案を記載してください。この事業は指定管理業務に含まれないため、委託料、利用料金収入及び利用促進事業収入を充てることはできません。

集客力や収益力のあるイベント・プログラム、物品販売、飲食サービスなどを企画・誘致する具体的な内容を提案してください。

- ・企画・誘致の具体的な方策
- ・一般来園者への配慮
- ・集客のための情報発信
- ・収支計画（料金設定や収入見込み）
- ・過去の取組実績

(記入欄)



外注計画書

グループ名 _____

<企業名>

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____

業務の名称	外注業務の内容 (具体的に)	許可、資格等	予定金額 (千円)	備考

※備考欄には、予定金額、労働関係法令の遵守の担保方策等について記入してください。

障がい者雇用率の達成及び維持に関する確約書

(障がい者雇用率を達成している場合)

弊社における令和5年6月1日現在の障がい者の雇用状況につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に規定する障がい者雇用率を達成しております。

大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例の趣旨を踏まえ、引き続き障がい者に対する雇用機会の提供に努めます。

(障がい者雇用率を達成していない場合)

弊社における令和5年6月1日現在の障がい者の雇用状況につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に規定する障がい者雇用率を達成していません。

今後、大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例の趣旨を踏まえ、障がい者雇用率の達成に努めます。

令和 年 月 日

大阪府 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

障がい者雇用状況報告書（常用雇用労働者 43.5 人未満の事業主用）

令和 5 年 6 月 1 日現在

A 事業主	住所（法人にあっては 主たる事業所の所在地）	〒	（電話番号）
	（フリガナ） 法人名称		
	（フリガナ） 氏名又は代表者氏名	（記名）	
	事業の種類	（ ）	
B 雇用の 状況	区 分		人数等
	① 除外率		%
	② 常用雇用労働者の数		
	イ 常用雇用労働者の数（短時間労働者を除く）		人
	ロ 短時間労働者の数		人
	ハ 常用雇用労働者の数（イ+ロ×0.5）		人
	ニ 法定雇用障がい者の算定の基礎となる労働者の数		人
	③ 常用雇用身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の数		
	ホ 重度身体障がい者の数（短時間労働者を除く）		人
	ヘ 重度身体障がい者以外の身体障がい者の数（短時間労働者を除く）		人
	ト 重度身体障がい者である短時間労働者の数		人
	チ 重度身体障がい者以外の身体障がい者である短時間労働者の数		人
	リ 身体障がい者の数（ホ×2+ヘ+ト+チ×0.5）		人
	ヌ 重度知的障がい者の数（短時間労働者を除く）		人
	ル 重度知的障がい者以外の知的障がい者の数（短時間労働者を除く）		人
	ヲ 重度知的障がい者である短時間労働者の数		人
	ワ 重度知的障がい者以外の知的障がい者である短時間労働者の数		人
	カ 知的障がい者の数（ヌ×2+ル+ヲ+ワ×0.5）		人
	ヨ 精神障がい者の数（短時間労働者を除く）		人
	タ 精神障がい者である短時間労働者の数		人
レ タのうち、裏面4に該当する者の数		人	
ソ 精神障がい者の数 [ヨ+（タ-レ）×0.5+レ]		人	
④ 計（③のリ+③のカ+③のソ）		人	
⑤ 実雇用率（④÷②のニ×100）		%	
備 考	（支社、支店、営業所、工場、事務所等の場合） 本社の住所及び名称：		

[記入方法]

- 1 事業主の氏名については、法人にあつては名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ①欄には、各事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、その除外率を記入してください。
- 3 ②の二欄には、②の八欄の数に①欄の除外率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)を②の八欄の数から控除した数を記入してください。
- 4 ③レ欄には、精神障がい者である短時間労働者であつて、次のいずれかに該当する者の数を記入してください。
 - 1)平成30年6月2日以降に雇い入れられた者であること
 - 2)平成30年6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 5 ②ハ及びニ欄、③リ、カ及びソ欄並びに④欄には、小数点以下第1位まで記入してください。
- 6 ⑤欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記入してください。

※ この報告書は、当該事業主に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所について記入してください。(様式コピー可)

※ ①の除外率を事業所(本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等)毎に適用し、各事業所の④の雇用障がい者数を合計した人数を②の二の労働者を合計した人数で除した数値を事業主(企業全体)の雇用率とします。

(記入に当たつての注意事項)

○ 対象となる障がい者について

対象となる障がい者は、以下のいずれかに該当する労働者です。

(1) 身体障がい者

原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する方及び7級に該当する障がい者が2以上重複する方です。

重度身体障がい者とは、身体障害者手帳の等級が1級または2級とされる方及び3級に該当する障がいを2以上重複して有すること等によって2級に相当する障がいを有する方です。

(2) 知的障がい者

児童相談所、知的障害者福祉法第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医(以下「判定機関等」といいます。)または障害者の雇用の促進等に関する法律第19条の障害者職業総合センターにより知的障害者と判定された方です。

重度知的障がい者とは、知的障がい者のうち知的障がいの程度が重いと判定された方です。具体的には、次のいずれかの場合に、重度知的障がい者に該当します。

- ・療育手帳で程度が「A」とされている方
- ・療育手帳の「A」に相当する程度(特別障害者控除を受けられる程度等)とする判定書をもっている方(上記の判定機関等による判定書が対象です。)
- ・障害者職業総合センターにより「重度知的障害者」と判定された方(障害者介助等助成金、特定求職者雇用開発助成金、職場適応訓練の適用等に当たって行われている「知的障害の程度が重い」範囲と同様の範囲で判定が行われます。)

(3) 精神障がい者

精神保健福祉手帳の交付を受けている方です。

○ 雇用障がい者数のカウントの方法について

対象となる障がい者を1人雇用している場合のカウント数は、次のとおりです。

	常用労働者	
		短時間労働者
週所定労働時間	30 時間以上	20 時間以上 30 時間未満
身体障がい者	1	0.5
重度	2	1
知的障がい者	1	0.5
重度	2	1
精神障がい者	1	0.5または1(※)

※精神障がい者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者は、0.5ではなく1とカウントします。

- 1)平成30年6月2日以降に雇い入れられた者であること。
- 2)平成30年6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

ただし、上記要件を満たす場合であっても、次の点に留意が必要です。

留意点① 精神障がい者が退職した場合であって、その退職後3年以内に、退職元の事業主と同じ事業主(※)に再雇用された場合は、特例の対象とはなりません(原則どおり、実人員1人を「0.5人」と算定します)。

※ 退職元の事業主が、子会社特例やグループ適用、関係子会社特例又は特定事業主特例の適用を受けている場合は、その特例を受けているグループ内の他の事業主も「退職した事業主と同じ事業主」とみなされます。

留意点② 療育手帳を交付されている者が、雇入れ後、発達障がいにより精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合は、療育手帳の交付日を精神障害者保健福祉手帳の交付日とみなします。

○ 常用雇用労働者の範囲

常用雇用労働者とは、雇用契約の如何を問わず、1週間の所定労働時間が 20 時間以上の労働者であって、次のように1年を超えて雇用される者(見込みを含みます。)をいいます。なお、1週間の所定労働時間が 20 時間未満の方については、障がい者雇用率制度上の常用雇用労働者の範囲には含まれません。

- (1) 雇用期間の定めのない労働者
- (2) 1年を超える雇用期間を定めて雇用されている者
- (3) 一定期間(1か月、6か月等)を定めて雇用される者であって、その雇用期間が反復更新されている者であり、かつ、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者、又は雇入れのときから1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者(1年以下の期間を定めて雇用される場合であっても、更新の可能性のある限り、該当する。)
- (4) 日々雇用される者であって、雇用契約が日々更新されて事実上(2)と同様の状態にあると認められる者

以下の労働者については、取扱いにご留意ください。

□ 「出向中」の労働者は、原則として、その者が生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける事業主の労働者として取り扱います。なお、当該必要な主たる賃金を受ける事業主についての判断が困難な場合は、雇用保険の取扱いを行っている事業主の労働者として取り扱って差し支えありません。

□ 「休業中」の労働者(育児休業等含む。)は、現実かつ具体的な労務の提供がなく、そのため給与の支払いを受けていない場合もありますが、事業主との労働契約関係は維持されているので、常用労働者に含まれます。

□ 外国にある支社、支店、出張所等に勤務している労働者は、日本国内の事業所から派遣されている場合に限り、その事業主の雇用する労働者とします。したがって、現地で採用している労働者は含まれません。

- 生命保険会社の外務員等については、雇用保険の被保険者として取り扱われているかどうかによって判断してください。
- いわゆる登録型の派遣労働者の場合、契約期間に多少の日数の隔たりがあっても、同一の派遣元事業主と雇用契約を更新または再契約して引き続き雇用されることが常態となっている場合には、常用雇用労働者に含まれる場合があります。
- 65歳以上の労働者であっても、常用雇用労働者に含まれます。

<参考:障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則 別表第4(附則第一条の三関係)>

除外率設定業種	除外率
非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。)、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空運輸業、倉庫業、国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	百分の五
採石業、砂・砂利・玉石採取業、窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。)、その他の鉱業、水運業	百分の十
非鉄金属第一次製錬・精製業、貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	百分の十五
建設業、鉄鋼業、道路貨物運送業、郵便業(信書便事業を含む。)	百分の二十
港湾運送業	百分の二十五
鉄道業、医療業、高等教育機関	百分の三十
林業(狩猟業を除く。)	百分の三十五
金属鉱業、児童福祉事業	百分の四十
特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	百分の四十五
石炭・亜炭鉱業	百分の五十
道路旅客運送業、小学校	百分の五十五
幼稚園、幼保連携型認定こども園	百分の六十
船員等による船舶運航等の事業	百分の八十
備考 除外率設定業種欄に掲げる業種のうち非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。)、国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)、林業(狩猟業を除く。)、特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)及び船員等による船舶運航等の事業以外の業種は、日本標準産業分類(平成二十五年総務省告示第四百五号)において分類された業種区分によるものとする。	

大阪保護観察所に協力雇用主として登録されている方は、本書に必要事項を記入のうえ、下記あてに郵送で証明を依頼し、証明を受けたものを府に提示・提出してください。
 ※証明を依頼する際は、返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

〒540-0008
 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館5階
 大阪保護観察所 事件管理グループ就労支援班（電話：06-6949-6244）

協力雇用主の登録・保護観察対象者等の雇用に関する証明願兼証明書

年 月 日

大阪保護観察所長 様

所在地 _____
 商号又は名称 _____
 代表者職氏名 _____

協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用に関して、当社が下記のとおりであることを証明願います。

証明事項1 現在、大阪保護観察所に協力雇用主として登録していること	
協力雇用主に登録した日	

証明事項2 次の期間雇用した者が保護観察対象者等であること	
雇用期間	※1 証明依頼日現在も雇用期間中の場合は「・・・から現在まで」と記載してください。 ※2 被雇用者の氏名を記載する必要はありません。
添付書類：上記期間における雇用及び各種保険制度への加入を確認できる資料（被雇用者の所得税源泉徴収簿の写しなど）	

（注1）保護観察対象者等とは、更生保護法第48条に規定する保護観察中の方、婦人補導院を仮退院された方および同法第85条および第86条に規定する更生緊急保護の申出があった方をいいます。

証明が可能な保護観察対象者等は、雇用期間の全部もしくは一部において保護観察を受けていた方、または更生緊急保護の申出をした方であって雇用期間の全部もしくは一部が身体の拘束を解かれた後6か月を超えない期間にある方です。

（注2）常用雇用とし週30時間以上の雇用で、かつ各種保険制度（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、介護保険など）に加入している方を証明の対象とします。

（注3）上記の証明事項1～2のうちいずれか一方の証明を依頼する場合は、不要な証明願いを斜線で消してください。

上記申請内容に相違ないことを証明します。

年 月 日

大阪保護観察所長

再生可能エネルギー設備等導入状況報告書

令和 年 月 日現在

グループ名 _____

<企業名>

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____

弊社は以下の設備等を設置し、使用しています。

導入・設置 ^{注1}	設備の種類	設備能力	添付書類 ^{注2}
<input type="checkbox"/>	太陽光または風力もしくはその他の再生可能エネルギーによる発電設備 (合計発電容量 10kW 以上)	合計発電容量 kW	<ul style="list-style-type: none"> ・設備外観の写真 ・製造者・型番・発電容量が確認できる設備仕様書の写し、または銘板等写真 ・設備設置位置を示す事業所敷地・建物平面図（事業所の名称及び住所を付記すること。）
<input type="checkbox"/>	燃料電池 (定格出力 1.5kW 以上)	定格出力 kW	同上
<input type="checkbox"/>	蓄電池 (定格出力 1.5kW 以上)	定格出力 kW	同上

注1) 導入・設置し使用している設備等に☑を付すること。

注2) 指定の書類を添付の上で提出すること。

参考

大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業に関するグループ協定書《例》

第1条

(目的)

第2条

(名称)

第3条

(所在地)

第4条

(成立の時期及び解散の時期)

第5条

(構成員の所在地及び名称)

第6条

(代表者の名称)

第7条

(代表者の権限)

第8条

(構成員の責任)

第9条

(権利義務の制限)

第10条

(構成員の脱退に対する措置)

第11条

(構成員の破産又は解散に対する措置)

第12条

(協定書に定めのない事項)

令和 年 月 日

構成員（代表者）	住所 名称 代表者氏名
構成員	住所 名称 代表者氏名
構成員	住所 名称 代表者氏名

※ 上記各条項を参考にグループの協定書を作成し、提出してください。